

令和2年

第9回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第9回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年8月11日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中 19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 21名出席

5 議事

- ・報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第29号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第31号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 9 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。お盆前のお忙しいところ農業委員会定例総会出席ありがとうございます。さて、皆様には 3 年間、農業者の諸問題の解決のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。今回は、委員交代後の最初の定例会でもあり農業委員さんと最適化推進委員さん全員の招集で総会を開催いたします。また、今月は例年行っております農地パトロールも計画されていますのでご協力をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 1 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 30 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、利用権の設定 42 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 8 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、3 番委員、4 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 8 号の 42 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順 42 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 8 号について質問はございませんか。

16 番委員 解約の案件が多いのですが、おそらく法人組織移行関係の解約と見受けられますが、新任の委員さんもおられますので、そのあたりの流れを最初に説明をいただくとわかりやすいと考えますのでよろしく願います。

事務局 18 条の 6 項というのは、農地の貸し借りの解約の申し出の承認です。個人の農地を農地バンクという農業公社を通して個人の方へ貸し借りを行っていますが、法人組織を立ち上げた関係で一度個人間の貸し借りを合意解約して、個人から法人への貸し借りへ移行するものです。今後の議案 30 号の案件等で新たに利用権等の貸し借りを行うものです。

議長 16 番委員よろしいでしょうか。

16 番委員 はい

議 長 他に質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 他に質問がないようですので、以上で報告第 8 号を終わります。続きまして、議案第 29 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 1 件、5 条 4 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 29 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 3 条 3 件は決定します。

つづきまして、第 4 条 1 件、第 5 条 4 件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第 29 号農地法第 4 条による、転用許可申請の 1 件は、いずれも農地法第 4 条、同法施行規則第 2 2 条及び農地転用事務処理要領第 4 の許可基準を満たした農地です。順位 1 番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第 5 条による、転用許可申請の 4 件は、いずれも農地法第 5 条、同法施行規則第 2 2 条及び農地転用事務処理要領第 5 の許可基準を満たした農地です。順位 1 番から順位 4 番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。

事務局 今回は、現地調査班 6 名と事務局 2 名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、初めに新任の委員さんもおられますので農地転用 4 条、5 条について簡単に説明します。4 条については、自己所有の農地を農地以外の形に転用するものです。5 条については、所有者以外の者が、農地以外の形に転用することになります。親子等の貸し借りでの申請にあっても 5 条ということになります。以上簡単ですけど、4 条と 5 条の違いを申し上げます。

○ 4 条 1 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北へ約 8 5 0 m のところになります。申請面積は、2, 4 5 2 m²で、牛舎 1 棟(519 m²)及びロール置場等を計画するものです。牛のし尿汚水については、おが屑処理のため発生せず、雨水については地下浸透

とし、地下浸透能力を超えた雨水は、隣接する土地改良区水路に排水する計画となっており、区長及び土地改良区の同意も得ております。また、阿蘇市畜産環境保全に関する条例については、協議済みです。農地区分は、農用地区域内農地となっており、農業用施設への転用申請です。なお、申請地の一部を既にロール置場・育苗ハウスとして使用しており、始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北へ、約1kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積421㎡の敷地に平屋建個人住宅（延床面積117.54㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、公共下水道へ接続。雨水については、北側水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がりがない（10ヘクタール未満）第2種農地であり、集落内の建設となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約830mのところになります。不動産業を営む申請人が事業面積2,511㎡、転用申請面積1,312㎡の敷地に建売住宅5棟を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理し西側側溝へ接続。雨水についても、雨水枡等を設置し、側溝へ接続する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から東へ約2.6kmのところになります。申請面積は、1,742㎡で、飼料倉庫1棟（162㎡）及びロール置場等を計画するものです。雨水については地下浸透とし、地下浸透能力を超えた雨水は、隣接する土地改良区水路に排水する計画となっており、区長及び土地改良区の同意も得ております。農地区分は、農用地区域内農地となっており、農業用施設への転用申請です。なお、申請地の一部を既に農業機械倉庫等を設置しており、始末書が添付されております。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ、約3.4kmのところになります。現在借家住まいのため、申請面積134㎡の敷地に2階建個人住宅（延床面積109.3㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽に接続。雨水については、西側水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がりがない（10ヘクタール未満）第2種農地であり、集落内の建設となります。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

以上で現地調査の報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件

について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ごさいませんか。

(発言なし)

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条4件は決定します。

これで議案第29号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第30号の利用権設定の42件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位42番まで、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第30号の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定42件は決定します。

これで議案第30号はすべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第31号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から8番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の14番委員と20番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 12 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 16 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 16 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

順位 8 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 16 番委員にお願いしたいと思います。

事務局 補足ですが、あっせんとは、農地の売り買いを熊本県農業公社が行うことでありまして、個人の土地を一端農業公社が買い取りその後別の方へ公社が売る仕組みとなっており、公社を介すことにより売り手・買い手に優遇制度が受けられることになっています。

議長 議案 31 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 31 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。

